



通勤手当について

前号までの家族手当や住宅手当は、企業規模等により、支給の有無や支給額に差がある場合があるが、通勤手当は、ほとんどの企業で支給し、支給額も大きな差が生じるケースは少ないです。前号と同様に代表的な規定例を挙げてコメントをして参ります。

(支給額)

第●条 通勤手当は、毎月通勤する者に対して定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、上限額を30,000円とする。→①

2. 定期券代は、仮払い申請の上、6か月分を購入すること。なお、入社時および変更時は、定期券の写しを会社に提出するものとする。→②

(支給区間)

第●条 通勤手当を支給する経路および距離については、原則つぎのとおりとする。

(1) 利用経路については、最も経済的な経路とする。ただし、乗換回数が減少すること等により会社が認めた場合はこの限りではない。→③

(2) 居所から会社までの距離は、2km以上ある場合に支給する。→④

(支給要件)

第●条 1か月の通勤日が、10日未満の場合は、交通費の実費を支給する。→⑤

- ① 支給限度額については、①限度は設けない。②限度を設ける。③一定の限度を超えた場合、その超えた額の一定割合を支給する。
- ② 6か月定期券の購入の方が低廉なため行われることが多い。なお、定期券の最長期間が6か月となっています。
- ③ 「最も経済的かつ合理的」については、「合理的」より「経済的」を優先して考えるケースが多く見られるが、利用状況を総合的に勘案し、不合理でない限り本人の申請を認める運用も多くみられる。
- ④ 支給対象距離は2kmが多いです。1分間80mで換算すると25分間を要することとなり、それなりの距離となります。なお、本規定は居所から会社までの距離であるが、各交通機関利用の距離を1.5km等とする場合もあります。
- ⑤ 欠勤控除を行っている場合、基本給や諸手当は控除の対象とするが通勤手当は控除しない場合が多いです。しかし、病欠等により月のうち数日しか出勤しない場合、または一日も出勤しない場合には支給しない旨の規定がない場合には、控除できないということになりかねません。

以下、通勤手当についての検討事項を挙げておきます。

- ※ 車両通勤については、次の理由等で認めない企業も多い。①事故等に巻き込まれる可能性がある。②駐車スペースの確保等の問題があり認めない企業が少なくない。
- ※ 定期券の有効期間中に退職する場合は、定期券を解約させ、払戻金を会社に返金させる場合が多い。
- ※ 有料道路の利用は、料金の問題から有料道路は認めない企業が多い。なお、公務員の取扱いは、住居または官署の一方が島等にある場合、及び冬季の凍結により一般道路を使用できない場合等としている。
- ※ 新幹線通勤については、許可制として認める場合が見られる。許可要件としては、①100km以上で、かつ通勤時間を30分以上短縮できる場合。②在来線を利用すると通勤時間が2時間以上かかる場合。③異動に伴い新幹線を利用することとなった場合。④単身赴任者が新幹線利用により単身赴任を解消するために理由する場合、等がある。
- ※ 非正規との格差は容認されない。本年2月北九州市の運送会社が、通勤手当を社員10,000円、非正規社員に5,000円支給していた事案に対し、福岡地裁は違法であるとして110万円の支払いを命じた。
- ※ 自転車通勤は、健康志向や環境に優しい、災害時に便利、といったメリットから自転車通勤を認める企業が増えている。認める対象距離としては、公共交通機関の利用距離を2kmとする場合、自転車も同様に考える場合が多い。なお、自転車も自動車と同じ非課税限度額となっている。
- ※ 通勤手当の主な決め方としては、①通勤定期券代相当額。②距離にかかわらず定額を支給する。③同距離の自動車通勤手当を支給する。④1kmの金額×距離、等があります。
- ※ 徒歩通勤についても健康志向から徒歩通勤を勧める企業もある。なお、通勤手当としての支給は認められないため、健康手当といった名称で手当を支給する企業もある。

～お知らせ～

本号をもってこの形式の「事務所だより」は最終回となりますが、必要に応じて臨時号を発行することと致します。来月からはリニューアルした「横浜中央コンサルティングニュース」をお届け致しますので、どうぞご愛読ください。

(文責 K.I)